

2017 年度 再入学試験について

立命館大学における『再入学』は、立命館大学学則第 28 条～第 30 条にもとづき、退学または除籍となった学部に出願し、選考の結果、合格となり所定の期限内に手続きを完了した場合に再入学が許可される制度です。

【再入学制度の概要】

再入学の要件等

退学または除籍となった者が、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して 2 年以内に再入学の出願を行った場合、選考の上、再入学を許可することがあります。ただし、在学年限を超えて除籍となった者および懲戒により退学処分となった者は、再入学の資格はありません。

※再入学制度は、退学・除籍後に再び大学で履修することを保証する制度ではありません。

再入学の出願手続

以下の出願期間に、「再入学志願票」(保証人連署)を提出しなければなりません。手続等の詳細は、「再入学試験要項」(文学部事務室で配布)を確認してください。

【出願期間】

再入学を志願する学期	出 願 期 間
前 期	前年度の 2 月 1 日～ 2 月末日
後 期	当該年度の 8 月 1 日～ 8 月末日

【在留資格取得が必要な外国人留学生の出願期間】

在留資格の取得手続に時間がかかるため、下記の期間に出願することができます。

再入学を願い出る学期	出 願 期 間
前 期	前年度の 12 月 1 日～ 12 月末日
後 期	当該年度の 6 月 1 日～ 6 月末日

再入学の手続等

再入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに再入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納付しなければなりません。再入学者については、再入学した回生の新カリキュラムが適用されます。既修得単位については、新カリキュラムに合わせて単位認定を行いますので、その結果、科目によっては単位が認定できない場合もあります。

上記をふまえたうえで、以下の出願資格を満たし、再入学を希望する方は文学部事務室までお問い合わせください。

◆出願資格

【2017 年度前期再入学】	2014 年 9 月 26 日から 2017 年 2 月 28 日までに退学または除籍となった学生
【2017 年度後期再入学】	2015 年 4 月 1 日から 2017 年 8 月 31 日までに退学または除籍となった学生

※前期・後期とも在学期間満了除籍または懲戒により退学となった学生は出願することはできません。

◆出願期間、面接日時、合格発表日

	出 願 期 間	面 接 日 時	合 格 発 表 日
前期再入学	2017 年 2 月 1 日 (水) ～ 2017 年 2 月 28 日 (火)	学部が指定する日	2017 年 3 月中旬
後期再入学	2017 年 8 月 1 日 (火) ～ 2017 年 8 月 31 日 (木)	学部が指定する日	2017 年 9 月上旬